

学習の成果に係わる評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準

■ 学修の成果に係る評価

高崎商科大学学則（抜粋）

（学習の評価）

第34条 学習成績の評価は、A、B、C、D又は認定をもって表わし、C以上あるいは認定を合格とする。

高崎商科大学履修規程（抜粋）

（成績評価と単位認定）

第10条 成績評価の方法は、試験、論文、レポート、出席状況等により評価するものとし、その方法は各授業科目担当者が定めるものとする。

2 成績評価は100点満点で行い、下記の基準により判定し、合格の場合にのみ単位を認定する。

「A」 80 ～ 100点 …… 合格

「B」 70 ～ 79点 …… 合格

「C」 60 ～ 69点 …… 合格

「D」 60点未満 …… 不合格

「K」 評価不能 …… 不合格又は定期試験欠席

3 前項の「K」評価は、定期試験欠席、受験資格なし及び履修放棄と判定された場合などで、学生の成績表に「K」と表示する。

4 学則第35条から第38条に定める他の大学または短期大学で修得した単位を本学の単位として認定した授業科目については、本条第2項に定める成績評価は行わず、単位のみ認定とし、「認定」と表示する。

5 一度単位を修得した科目の成績は変更及び取り消すことはできない。

（資格取得による単位認定）

第11条 本学入学前及び入学後に取得した別表1に該当する資格については、36単位を上限とし、次の方法により本学において修得した科目の単位として認定する。

（1）入学前に取得した単位認定該当資格については、入学者の資格特待生届出手続き期間に単位認定申請書を提出するものとし、教授会の審議を経て学長が決定した後、成績に反映させる。

（2）在学生の資格取得による単位認定については、本人からの申請によるものとする。本学が定める期間に単位認定申請書を提出するものとし、教授会の審議を経て学長が決定し、当該年度の成績に反映させる。

（3）資格取得による単位認定については、高崎商科大学履修規程第10条に定める成績評価は行わず、単位のみ認定とし、成績表には「認定」と表現する。

(4) 既に成績が確定し、単位を修得した科目に関して単位認定申請を行うことはできない。また、単位認定申請を行い、承認された科目については、通常の定期試験を受験しても成績は付与しない。

(その他の単位認定)

第12条 本学入学後に学外で受けた学修については、36単位を上限とし、本学において修得した科目の単位として認定することができる。

- (1) 単位認定を希望する学生は、当該年度に受けた学修について単位認定申請書に学修の概要が分かる案内文等及び学修期間や学修内容の詳細を記載した報告書に学修受け入れ先の責任者による証明を付したものを提出するものとする。教務委員会にて学修内容、実施期間、その他の活動等を審査し、教授会の議を経て学長が決定する。提出書類は全て日本語もしくは英語とする。
- (2) 45時間の学修をもって1単位とする。
- (3) 申請書の提出は学外学修終了日から1か月以内とする。
- (4) 1月から3月までに学外学修を行った場合の単位認定は翌年度の前期とする。
- (5) 本条項に規定する単位認定については、高崎商科大学履修規程第10条に定める成績評価は行わず、単位のみ認定とし、成績表には「認定」と表現する。
- (6) 既に成績が確定した科目、または単位を既に修得した科目に関して単位認定申請を行うことはできない。また、単位認定申請を行い、承認された科目については、通常の定期試験を受験しても成績は付与しない。

2 学外学修として単位認定申請を行うことができる学修内容は次のとおりとする。

- (1) インターンシップ（国内外）

(GPA制度)

第13条 学業成績をはかる基準として、GPA(グレード・ポイント・アベレージ)制度を用いる。

2 GPAは下記の通り、各履修登録科目のそれぞれの成績評価を「4」、「3」、「2」、「1」、「0」と換算し、それに各授業科目単位数を乗じ、その総和を登録科目総単位数で除した成績係数のことである。ただし、本規程第10条第4項の「認定」は、この集計に加えない。

成績評価（100点満点）	科目GP（グレード・ポイント）
90～100点	4
80～89点	3
70～79点	2
60～69点	1
60点未満及び評価不能	0

GPA（グレード・ポイント・アベレージ）

$$= (\text{A科目GP} \times \text{科目単位数}) + (\text{B科目GP} \times \text{科目単位数}) + (\text{C科目GP} \times \text{科目単位数}) \\ \dots \dots / \text{登録科目総単位数}$$

別表1 単位認定資格の該当科目及び認定単位数

商学部 経営学科

単位認定資格	該当科目	認定単位数	
実用英語技能検定1級	英語Ⅰ（基礎）、英語Ⅱ（応用）、英語Ⅲ（実践）、	必修	選択
実用英語技能検定準1級	Oral EnglishⅠ、Oral EnglishⅡ	3単位	3単位
日本商工会議所主催簿記検定1級	会計学概論、商業簿記Ⅰ、商業簿記演習Ⅰ	必修	選択
全国経理教育協会主催簿記能力検定上級		2単位	3単位
税理士試験科目（簿記論）			
税理士試験科目（財務諸表論）			
経済産業省情報処理技術者（基本情報技術者）	情報リテラシーⅠ、情報リテラシーⅡ、 情報処理Ⅰ、情報処理Ⅱ	必修 5単位	選択 1単位

※ 教職課程履修者については、上記のうち「英語Ⅱ（応用）」「会計学概論」「情報リテラシーⅠ・Ⅱ」「情報処理Ⅰ・Ⅱ」の単位認定を受けることはできない。

商学部 会計学科

単位認定資格	該当科目	認定単位数	
実用英語技能検定1級	英語Ⅰ（基礎）、英語Ⅱ（応用）、英語Ⅲ（実践）、	必修	選択
実用英語技能検定準1級	Oral EnglishⅠ、Oral EnglishⅡ	3単位	3単位
日本商工会議所主催簿記検定1級、又は、全国 経理教育協会主催簿記能力検定上級 (以下「日商1級又は全経上級」という)	会計学概論、 商業簿記Ⅰ、商業簿記演習Ⅰ、 商業簿記Ⅱ、商業簿記演習Ⅱ、 商業簿記Ⅲ、商業簿記演習Ⅲ、 工業簿記Ⅰ、工業簿記演習Ⅰ、 工業簿記Ⅱ、工業簿記演習Ⅱ、 簿記論Ⅰ、財務諸表論Ⅰ、財務諸表論Ⅱ、 管理会計Ⅰ	必修 14単位	選択 11単位
税理士試験科目（簿記論）	日商1級又は全経上級の該当科目に以下の科目を 加える 簿記論Ⅱ	必修 14単位	選択 13単位
税理士試験科目（財務諸表論）	日商1級又は全経上級の該当科目に以下の科目を 加える 財務分析論、簿記論Ⅱ	必修 14単位	選択 15単位
公認会計士試験（短答式）	日商1級又は全経上級の該当科目に以下の科目を 加える 予算管理論、財務分析論、企業法、監査論、 簿記論Ⅱ、財務会計Ⅰ、財務会計Ⅱ	必修 14単位	選択 25単位

公認会計士試験（論文式） 租税法免除	日商 1 級又は全経上級の該当科目に以下の科目を加える 予算管理論、財務分析論、企業法、監査論、 租税法、簿記論Ⅱ、管理会計Ⅱ、 財務会計Ⅰ、財務会計Ⅱ	必修 14 単位	選択 29 単位
公認会計士試験（論文式） 経営学免除	日商 1 級又は全経上級の該当科目に以下の科目を加える 予算管理論、財務分析論、経営学、企業法、 監査論、簿記論Ⅱ、管理会計Ⅱ、 財務会計Ⅰ、財務会計Ⅱ	必修 14 単位	選択 29 単位
公認会計士試験（論文式）	日商 1 級又は全経上級の該当科目に以下の科目を加える 予算管理論、財務分析論、経営学、企業法、 租税法、監査論、簿記論Ⅱ、管理会計Ⅱ、 財務会計Ⅰ、財務会計Ⅱ	必修 14 単位	選択 31 単位
経済産業省情報処理技術者（基本情報技術者）	情報リテラシーⅠ、情報リテラシーⅡ、 情報処理Ⅰ、情報処理Ⅱ	必修 5 単位	選択 1 単位

※ 単位認定は 36 単位を上限とする。

※ 教職課程履修者については、上記のうち「英語Ⅱ（応用）」「会計学概論」「商業簿記Ⅰ・Ⅱ」「商業簿記演習Ⅰ・Ⅱ」「工業簿記Ⅰ」「工業簿記演習Ⅰ」「財務分析論」「情報リテラシーⅠ・Ⅱ」「情報処理Ⅰ・Ⅱ」の単位認定を受けることはできない。

■ 卒業要件

高崎商科大学学則（抜粋）

（卒業の要件）

第 39 条 本学を卒業するためには、4 年以上在学し、別表 1 及び別表 2 に定めるところにより 124 単位以上を取得しなければならない。

（卒業）

第 40 条 本学に 4 年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を取得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

■ 取得可能学位

商学部： 学士（商学）

平成31年度 学位授与者数： 140名